

議員提出第十号議案

獣医師の人材確保対策等を求める意見書

動物は、我々の生活を様々なかたちで豊かにしてくれかけがえのない存在である。人の命が大切であるように動物の命に対しても感謝と畏敬の念を忘れず、その尊厳を守らなければならぬ。

このような動物愛護の精神が、多くの先人の長年の努力にもかかわらず、未だ国民共通の理解として定着するまでには至っていない中、動物愛護管理法の一部を改正する法律が昨年九月に施行された。動物をさらに大切にするため、新たに、人と動物の共生社会の実現を図ることや所有者の終生飼養の責務等が明記されるとともに、動物取扱業者に係る規制強化などが行われたことにより、都道府県等の役割はさらに拡大し、改正法の的確な実施業務を担う獣医師の職責と業務量が増大している。

一方、今日、高病原性鳥インフルエンザや狂犬病をはじめとする人と動物の共通感染症や口蹄疫などの伝染病が世界各地で発生し、その流行制御や食品の安全性確保を求める国民の声が格段の高まりを見せている。このような国民の期待に応えるべく、先般、日本医師会と日本獣医師会により、人と動物、さらには環境の健康は深くひとつに繋がっており、連携・協働してその一体的増進に取り組むとする包括協定が締結されたところであるが、家畜衛生、公衆衛生等の現場において、まさに水際の防疫措置や食品衛生行政の中核を担う獣医師の業務も、ますます高い専門能力と判断力が要求され、困難性を増している。

このような中、獣医師はそれぞれの分野で高い専門性を駆使して職務を遂行しているが、特に産業動物に従事する獣医師及び勤務獣医師は、休日や夜間業務など不規則な勤務対応を余儀なくされることなども多く、就業希望者は少なく安定的な確保が困難となっており、獣医師が関与すべき多くの業務に支障を来している。

よって、国会及び政府におかれては、次の事項について早急に措置するよう強く要望する。

- 一 獣医師の処遇を改善し、人材確保を推進するため、国が率先して公務員獣医師の職責及び業務実態等を反映した俸給表の適用、初任給調整手当の創設等を行うこと。

- 二 産業動物診療獣医師及び勤務獣医師確保支援対策として、家畜衛生分野の教育の充実を図るとともに、優先入学枠の導入を図ること。

- 三 産業動物診療の基盤となる家畜共済制度を充実し、魅力ある産業動物診療体制（制度・運営）の確立を図ること。

右、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成二十六年七月二日

大分県議会議長 近藤和義

衆議院議長	伊吹文明殿
参議院議長	山崎正昭殿
内閣総理大臣	安倍晋三殿
厚生労働大臣	田村憲久殿
農林水産大臣	林芳正殿